

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第7回農業委員会総会議事録

令和6年1月30日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	15	和泉 茂樹	委員
	1	青野英一郎	委員

第 7 回 農業委員会総会議事録

1. 開催年月日 令和 6 年 1 月 30 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸
4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 海辺 雅裕
佐呂間町農業委員会事務局次長 阿部 真
佐呂間町農業委員会農地係 藤田 真紗美

5. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	青野 英一郎	9	平川 智司
2	十亀 正	10	山田 裕之
3	青野 誠	11	齊藤 浩明
4	山口 浩之	12	田中 裕二
		13	橋本 聡
6	千葉 義則	14	渡部 洋
7	荒田由紀野	15	和泉 茂樹
		16	大澤 好幸

6. 欠席委員

番号	氏名	番号	氏名
5	田村 通啓		
8	山越 透		

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議 案第 1 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定
について
報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

事務局 長	<p>只今から、7回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、16名中14名で、総会は成立しております。</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 署名委員は、15番 和泉委員さん、1番 青野英一郎委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。</p>
事務局	<p>報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。 報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第3条の3の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。</p>
	<p>番号1 土地の所在が朝日135番1外5筆、現況地目が畑で合計面積41,663㎡、届出者 札幌市 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和5年6月21日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。 この農地については、●●●●へ売買することで昨年4月の総会において利用集積計画について議決したところでしたが、その後6月に●●●●さんが死亡し、その後の相続登記に時間がかかり、所有権移転登記が円滑にできない状況となったため、契約を解除したい旨双方からの申し出を受け、利用集積計画の共通事項に基づき法律関係を解除しております。今回相続登記が完了したということで、報告に併せて、再度農地のあっせん申出を受けております。</p>
	<p>番号2 土地の所在が西富4番1外35筆、現況地目が畑で合計面積355,430.06㎡、届出者北 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和5年10月7日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無しです。</p>
	<p>番号3 土地の所在が大成14番1外13筆、現況地目畑が36,495.49㎡、採草放牧地が6,785㎡、合計面積43,280.49㎡、届出者 大成 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が平成29年1月23日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>———異議なし———</p>
議 長	<p>報告事項第1号は原案どおり承認いたします。 報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第18条第6項の規定による通知があったので、報告します。</p>
	<p>番号1 土地の所在が浜佐呂間30番13、現況地目が畑で面積27,980㎡、契約期間は令和2年1月1日から令和11年12月31日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和5年11月30日、通知者が賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は売買です。</p>
	<p>番号2 土地の所在が大成526番1外2筆、現況地目が畑で合計面積18,417㎡、契約期間は平成29年6月26日から令和9年6月30日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和5年11月22日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。 解約後は売買です。</p>
	<p>番号3</p>

	<p>土地の所在が大成 524 番 4 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 18,932 ㎡、契約期間は平成 29 年 6 月 26 日から令和 9 年 6 月 30 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 5 年 11 月 22 日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は売買です。</p>
	<p>番号 4 土地の所在が大成 604 外 13 筆、現況地目畑が 18,184 ㎡、採草放牧地が 28,651.29 ㎡、合計面積 46,835.29 ㎡、契約期間は平成 21 年 1 月 28 日から平成 31 年 1 月 27 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 5 年 11 月 22 日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は売買です。</p>
	<p>番号 5 土地の所在が知来 712 番 2、現況地目が畑で面積 3,351 ㎡、契約期間は平成 26 年 1 月 30 日から令和 6 年 1 月 31 日まで、合意解約の成立の日が令和 5 年 11 月 30 日、引き渡しの日が令和 6 年 1 月 31 日、通知者が、賃貸人●●●●さん、承継人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p>
議 長	<p>以上です。 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>———異議なし———</p>
長	<p>報告事項第 2 号は原案どおり承認いたします。</p>
	<p>次に、議案の審議に入ります。</p>
	<p>議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について</p>
事 務 局	<p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
	<p>議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について</p>
	<p>農業経営基盤強化促進法の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。</p>
	<p>番号 1.</p>
	<p>利用権の設定等を受ける者が、浜佐呂間 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が浜佐呂間 30 番 13 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 30,778 ㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 3,078,000 円、10 ㎡当たりの単価は 100,000 円です。あっせん会につきましては、令和 5 年 10 月 20 日から 1 回実施しております。 図面で説明いたしますと（1 ページ）です。申請地につきましては、北見市常呂との境界付近の土地となります。</p>
	<p>番号 2.</p>
	<p>利用権の設定等を受ける者が、大成 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が大成 ●●●●さん。土地の所在が大成 526 番 1 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 18,417 ㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 1,300,000 円、10 ㎡当たりの単価は 71,000 円です。あっせん会につきましては、令和 5 年 12 月 19 日から 1 回実施しております。 図面で説明いたしますと（2 ページ）赤枠の土地です。申請地につきましては、国道 333 号線沿い栄交差点から遠軽方面へおよそ 3km ほどの土地となります。</p>
	<p>番号 3.</p>
	<p>利用権の設定等を受ける者が、大成 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が西富 ●●●●さん。土地の所在が大成 524 番 4 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 18,932 ㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 1,330,000 円、10 ㎡当たりの単価は 70,000 円です。あっせん会につきまし</p>

ては、令和5年12月19日から1回実施しております。
図面で説明いたしますと(2ページ)黄色枠の土地です。申請地につきましては、国道333号線沿い栄交差点から遠軽方面へおよそ3kmほどの土地で番号2の隣接地となります。

番号4.

利用権の設定等を受ける者が、大成 ●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が西富 ●●●●さん。土地の所在が大成607番1外15筆、現況地目畑が18,184㎡、採草放牧地が14,058.36㎡、農業用施設用地が225㎡、合計面積32,467.36㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は1,134,000円、10ア当たり単価は35,000円です。あっせん会につきましては、令和5年12月19日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(3ページ)です。申請地につきましては、国道333号線沿い栄交差点から遠軽方面へおよそ4km●●●●の西側の土地となります。

番号5.

利用権の設定等を受ける者が、知来 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が知来 ●●●●さん。土地の所在が知来712番2、現況地目が畑で面積3,351㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和6年2月1日から10年間、賃貸料は年額16,700円、10ア当たり5,000円で、前は6,000円でした。あっせん会につきましては、令和5年3月20日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(4ページ)です。申請地につきましては、道道知来東線沿い知来23号付近の土地となります。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。

何か質問等、ありませんでしょうか。

大澤委員

番号2と3の売買について、価格はどのように設定しましたか。

山田委員

買い手が額を提案し、売り手がその額で了承したので、その価格としました。

大澤委員

番号4の売買については、どのように価格設定しましたか。

青野委員

この農地については、買い手が放牧地として利用したいとのことで、普通の畑とは違うので、金額としてもこれ以上は払えないという申し出がありました。売り手側は、金額にはこだわらないということだったので、両者と話していく中でこの金額に落ち着きました。

現在この地区では、積極的に農地を買いたいという人はいない状況で、何とか引き受けてもらっている状況です。今後は賃貸も難しくなるかもしれないと心配しています。

大澤委員

わかりました。

議長

ほかに質問はありますか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

各委員

———異議なし———

議長

議案第1号は原案どおり決定いたします

その他

各委員さんの方から何かありませんか。

各委員

———ありません———

議長

なければ第7回農業委員会総会を終ります。